

## 「細則 2-7 震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所の自主保安基準」の解説

震災等による施設被害や停電のため、固定給油設備等が使用できなくなった場合、緊急用ポンプを使用して給油作業等を行う計画がある給油取扱所は、震災時等の緊急用ポンプの使用基準である細則 2-7 を定める必要があります。

### 細則 2-7 震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所
------------	-----------------------

#### 第1 総則

当所の震災時等における緊急用ポンプの使用は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「緊急用ポンプの使用に係る基準」に基づき行うものとする。

#### 第2 緊急用ポンプの使用に係る基準

##### 1 緊急用ポンプを使用できる条件に関する事項

- (1) 震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に燃料提供する必要がある場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できなくなった場合に限り、緊急用ポンプを使用するものとする。
- (2) 所長が、緊急点検及び施設再開の可否判断により、安全上支障がないと判断した場合に限り、緊急用ポンプを使用するものとする。

##### 2 緊急用ポンプの使用場所の選定に関する事項

所長は、緊急用ポンプのホース長と接地導線の長さ、専用タンクの位置を考慮し、緊急用ポンプを安全に使用できる使用場所をあらかじめ定めておくものとする。

##### 3 緊急用ポンプを使用する場合の安全対策に関する事項

- (1) 緊急用ポンプで給油する油種は1種類に限定し、2種類以上の油種の給油を行わないものとする。
- (2) 緊急用ポンプを使用する者は、当所の勤務員とし、危険物保安監督者又は危険物取扱者が立会うものとする。
- (3) 緊急用ポンプを使用する者は、帯電防止衣を着用するものとする。
- (4) 緊急用ポンプの使用場所に消火器を配備するものとする。
- (5) 緊急用ポンプの接地導線を当所の接地端子等に接続し、接地するものとする。
- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等のふたを開けて挿入するものとし、専用タンクに接続している注入管等既設配管の継手部を離脱して吸入ホースを挿入しないものとする。
- (7) 緊急用ポンプの吸入ホースと計量口等とのすき間から可燃性蒸気が漏えいしない措置を講じるものとする。
- (8) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースは、緊急用ポンプ本体に確実に緊結するものとする。
- (9) 車両誘導等を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への自動車衝突防止措置を講じるものとする。
- (10) 緊急用ポンプを使用する際は、裸火等の器具がないか等周囲の安全を確認すると

### 緊急用ポンプの例



「緊急点検及び施設再開の可否判断」は、「本編、第10、3、(1)」に規定する次の方法で行うことができます。

- ・緊急点検表（本編、別添え1）を活用する方法
- ・東京消防庁が公表する営業継続判断支援ツール（\*1及び下記二次元コード参照）を活用する方法



緊急用ポンプを「安全に使用できる使用場所」は、次の条件を全て満たす場所としてください。（次ページ図参照）

- ・給油空地等の範囲内である場所
- ・緊急用ポンプの周囲に危政令第17条第1項第12号（\*2参照）に定める間隔を確保できる場所
- ・給油等を受ける自動車等が給油空地からはみ出さないように停車できる場所

\*1 営業継続判断支援ツール

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/gstool/index.html>

\*2 危政令第17条第1項第12号（e-Gov法令検索）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C00000000306#Mp-At\\_17](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C00000000306#Mp-At_17)

もに、自動車等のエンジンを停止するものとする。

- (11) 給油作業等を終え、緊急用ポンプを撤去する際には、吸入ホース、ポンプ等の残油の抜き取り、専用タンクの計量口等のふたを閉鎖するものとする。

4 緊急用ポンプの保管と維持管理に関する事項

- (1) 所長は、緊急用ポンプを施設管理できる場所で保管し、保管場所を勤務員に周知するものとする。
- (2) 所長は、メンテナンス業者に緊急用ポンプを定期的に点検させ、適正に維持管理するものとする。

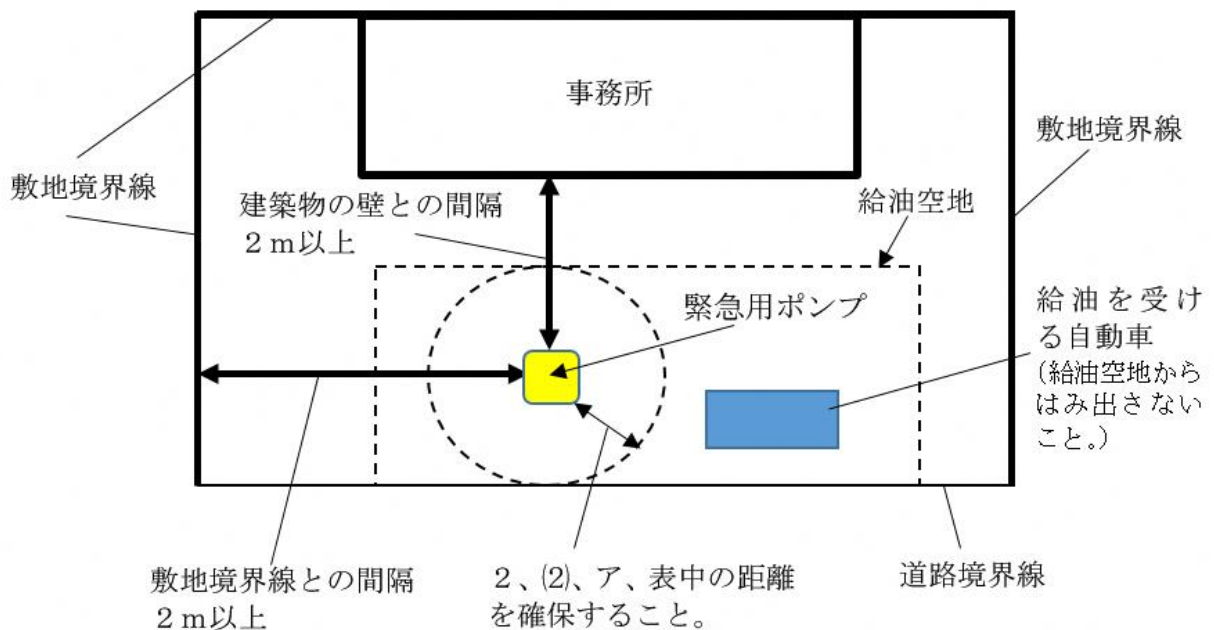
5 緊急用ポンプに係る教育及び訓練に関する事項

- (1) 所長は、**勤務員**に対し、緊急用ポンプを安全に使用するために必要な教育及び訓練を実施するものとする。
- (2) 専用タンクから緊急用ポンプを使用して実際に給油等する訓練を行う場合は、営業を一時停止するとともに、給油量を必要最小限、かつ、指定数量未満とするものとする。

6 その他

施設の実態に応じた「教育の対象者」を記載してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。



緊急用ポンプの使用場所の例